

北海道告示第10351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年8月14日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年4月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

わくわくタウンおとふけ

河東郡音更町木野大通東12丁目1-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則

東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) ホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(イ) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則

東京都港区西新橋3丁目9番4号

(変更後)

(ア) DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(イ) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則

東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47
株式会社北海道三喜	代表取締役 豊島 良二	札幌市白石区栄通20丁目12番20号
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西20条南1丁目14番地47
株式会社北海道三喜	代表取締役 豊島 良二	札幌市白石区栄通20丁目12番20号
株式会社エコノス	代表取締役 長谷川 勝也	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号

- (4) 変更の年月日
上記(3)ア(ア) 平成27年3月1日
上記(3)ア(イ) 平成27年10月1日
上記(3)イ 平成27年3月1日

- (5) 変更する理由
上記(3)ア(ア) 名称変更のため
上記(3)ア(イ) 本店移転のため
上記(3)イ 小売業者の名称変更のため

2 届出年月日
平成29年3月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年4月14日(金)から同年8月14日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで